

景観提案制度では 何が提案できるの？

地区提案

- ① 新興住宅地，商店街，里地里山，漁村，棚田などの生活景観
- ② 文化財群，自然公園，武家屋敷跡などの文化景観
- ③ 河川，海岸，山並みなどの自然景観



資産提案

- ① ランドマークとなる建築物などの生活資産
- ② 寺社，城跡，武家屋敷，歴史的建造物，石橋などの文化資産
- ③ 樹木，滝，緑地などの自然資産



※全てにおいて，提案する物件そのものだけでなく，周辺の環境や施設との調和についての視点が大切です。

こんな事例は受け付けることができません。

1. 景観を形成する主要要素となる建築物の所有者等の理解がないまま，第三者から提案されたもの

資産提案については，所有者の理解を必ず得てください。景観重要建造物や景観重要樹木に指定された場合は，現状変更について制限がかかる場合があります。（景観重要資産については制限はかかりません）

2. まちづくり団体等が地区コミュニティ協議会の合意を得ないまま提案したもの

提案制度の申請主体は地区コミュニティ協議会です。地区コミュニティ協議会以外からの申請は受け付けられません。

3. 歴史，文化性に乏しく，永続性に欠けるもの

道路建設予定地でのコスモス畑づくりなどの一時的な植栽事業など，一時的なイベントでの景観については，継続性がないために，提案することができません。

4. 既存の歴史・文化性を壊し，全く異なる新しいまちづくりをしようとするもの

歴史や文化は長い期間をかけて私たちの生活に溶け込んでいるものです。また，それらが景色にとけこんで，良好な景観となっています。これらの歴史・文化性を尊重しながら景観形成をすすめましょう。

5. 個人の所有地からしか見ることができないものや，一般の人が容易に行くことができない山頂からの景観

景観は，公共の財産です。そのため誰もが気軽にその景観のすばらしさを享受できることが大切です。そのため，景観をみることができる場所の立ち入りを制限するようなもののない場所の提案が必要です。

6. 観光事業などの営利を目的とした提案

観光事業などに関連し，自己の営利のためだけに提案をすることはできません。広く公共の財産としての景観を次の世代に伝えるために，提案してください。